

## 会議の傍聴について（協議）

### 1 協議内容

検討委員会における協議等の様子を一般町民等が傍聴することを許可するかどうか。

### 2 会議傍聴のルール（「野辺地町教育委員会会議傍聴規則」から）

#### ○傍聴席に入ることができない者

- 一 凶器その他危険物を携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 その他会議場の秩序を乱すと認められる者

#### ○傍聴人が守るべき事項

- 一 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- 二 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 三 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 四 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

### 3 考えられる選択肢

A 案	発言の しやすさ	会議の 透明性	傍聴人 との接触	特記事項
同室内での傍聴を 許可する	▲	◎	▲	

B 案	発言の しやすさ	会議の 透明性	傍聴人 との接触	特記事項
オンラインによる別室での 傍聴を許可する	○	◎	▲	※会議終了後の接触の 可能性あり。

C 案	発言の しやすさ	会議の 透明性	傍聴人 との接触	特記事項
許可しない	◎	▲	◎	